

屋外焼却・不法投棄は法律で禁止されています！

屋外焼却や不法投棄は法律で禁止されていますが、市には煙やごみの相談が多く寄せられています。住みやすい環境を維持するためにも、この機会にごみや草木類の適正処理について考えてみましょう。

◎問い合わせ 屋外焼却・不法投棄の情報

環境政策課 ☎ 23-2130
各総合支所市民生活課

トピック

農業用ビニールなどは、市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会（農産園芸課内）が行うリサイクル収集へ出してください。

●問い合わせ
農産園芸課 ☎ 23-2425

発見したら、すぐ通報

住みやすい環境を守るため、屋外焼却を発見したときは、環境政策課や各総合支所市民生活課、または最寄りの交番へ通報ください。

屋外でごみや草木類を燃やす行為は、「洗濯物に臭いがつく」「煙で咳が止まらない」などの苦情につながり、近隣住民とのトラブルや健康への影響も懸念されます。さらに、火災発生の原因にもなりかねません。

屋外焼却

違法な屋外焼却はトラブルのもと

ごみは適正に処理しましょう

家庭から出るごみや草木類は、適正に分別し指定のごみ袋で集積場に持ち出しましょう。ただし、通行の妨げにならないよう、大量のごみはクリーンセンターに持ち込むか、数回に分けて出してください。

巡回パトロール実施中

市では現在、68人の環境監視員が各地域をパトロールしています。美しい環境を守る環境監視員の活動をご紹介します。



妻ヶ丘地区 環境監視員
つねはる
原田 常治さん
(妻ヶ丘町)

平成26年から活動を始めて7年になります。毎朝ウォーキングをしながら、巡回を行っていますが、身近な河川に家電が投げ込まれるなど、一部にはまだ意識の低い人を見受けられます。

一方で、妻ヶ丘地区においては、不法投棄が減少するなど、環境保全に取り組む意識が高まっていると感じています。

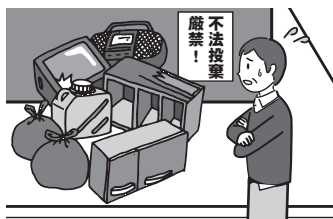
地域が美しいまちであるために、一人一人が不法投棄などを許さない意識を持ちながら、住民主体の取り組みを進めていきましょう。

不法投棄

「ごみがごみを呼ぶ」不法投棄

不法投棄は、新たなごみを呼び、大量投棄につながる恐れもあります。また、景観を損なうだけでなく、悪臭や河川を汚染し、生態系にも影響を与えます。

美しいまちづくりを進めるため、一人一人が不法投棄への関心を高め、ルールを守ってごみを処理しましょう。



不法投棄を防ぐ

環境づくりが大切

雑草が生い茂っているなど管理が不十分だと、不法投棄をされる可能性が高まります。

外部からごみを持ち込まれないよう、定期的に除草を行い、必要に応じて柵などを設置し、ごみを捨てさせない環境づくりに取り組むことが大切です。

悪質な場合は警察に通報

不法投棄されたごみの中から、捨てた人の手掛かりを探し出します。悪質な場合、警察や保健所と連携し厳しく対応します。